

選挙広報

！かた



みんなが投票 みんなで審判

棄権して誰にまかすか北海道

4月13日は 北海道知事
北海道議会議員 選挙の投票日です

投票所が 変更になりました

鹿部村選挙管理委員会では、選挙人の利便と、投票率の向上をはかるため下記のとおり投票区と投票所を変更しましたのでおまちがいのないように注意して下さい。

投票区	投票所	区域
第1投票区	大岩公民館	大岩全域
2 "	シシペ集会所	ザリ石川から第3区まで
3 "	第2集会所 (漁港前)	第4区から佐藤治宅まで
4 "	第1集会所 (バス会社裏)	上記以外の鹿部全域
5 "	宮浜生活館	宮浜13区から17区まで
6 "	宮浜児童館	上記以外の宮浜全域
7 "	本別生活改善センター	折戸川から 本別川まで
8 "	特別母と子の家	本別川より出来淵以外の 本別(相泊も含む)
9 "	出来淵集会所	出来淵地区

棄権防止のために サイレンを吹鳴します

4月13日の選挙当日には、棄権防止のためと明るい選挙啓発のために、次のとおりサイレンの吹鳴をいたします。火災とまちがわないように注意ねがいます。

サイレン吹鳴の時間
午前7時(投票開始)
正午
午後3時
午後5時(投票終了1時間前)

※入場券は届きましたか？

入場券はもうお受けとりになりましたでしょうか。まだ受けとっていない人はすぐ選挙管理委員会にお申し出下さい。受けとった入場券は選挙当日に必ず投票所に持参し提示して下さい。

また受けとった入場券の氏名・投票所などを確認して下さい。もしまちがいなどがあつたり、疑問などがありましたらすぐ選挙管理委員会に問い合せ下さい。

選挙管理委員会は役場総務課内にあります。

※投票のできる人できない人

次の要件を満たしている人は投票できます。但し公民権を停止されている人や、禁治産者の宣告を受けている人は投票できません。

◇要件

- ①昭和30年4月14日以前に生まれた人。
- ②昭和49年12月17日以前に住民異動届(転入届)をし、本村に3ヶ月以上住所を有している人。

なお昭和49年12月18日以降に本村に転入届をされた人は、前住所地の市町村で投票できます。但しその際に「引き続き本村に住所を有することの証明書」を持っていなければなりません。この証明書は役場民生課戸籍係の窓口で発

行しております。

また本村より昭和49年12月13日以降に転出された人は本村で投票できません。但しその際に現在の居住地の市町村長が発行する「鹿部村から現在の居住地に住所を移し引き続き住所を有する旨の証明書」が必要となりますので該当される人は早めに用意をされるようお願いいたします。

※次の人は当日投票できません

- ①上記の要件を満たしていない人は投票できません。
- ②道外の市町村に転出した人は、4ヶ月を経過していかなくても、本村では投票できません。

投票用紙をまちがわないように

知事は 白色地に黒字印刷

議会議員は 青色地に黒字印刷

● 郵便による不在者投票の 制度が実施されます

昨年6月の公職選挙法の改正により郵便による不在者投票の制度が創設され、今回の統一地方選挙（知事・道議選挙）から実施されることになりました。

この制度により、身体に重度の障害があるため投票所に行き投票することが困難な選挙人については、選挙人の自宅などその現在する場所で投票し、これを郵便で選挙管理委員会に送付する方法によって選挙権を行使できるようになります。

この制度の対象者及び投票の手続等は次のとおりです。

1 郵便による不在者投票のできる選挙人

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持している方で、その手帳に次のとおり記載されている方に限られます。

なお、手帳の記載のみでは、障

障 害	障 害 の 程 度
両下肢・体幹の障害	身体障害者手帳・1級又は2級戦傷病者手帳・特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓呼吸器の障害	身体障害者手帳・1級又は3級戦傷病者手帳・特別項症から第3項症まで

害の程度が明らかでないが、これらと同程度の障害を有する方については、知事の証明書が必要です。

この証明書は各支庁の社会福祉課で発行します。

2 郵便投票証明書

この制度により投票しようとする方はあらかじめ選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長から、郵便による不在者投票のできる選挙人であることを証明する。「郵便投票証明書」の交付

を受けなければなりません。

この証明書の交付申請は、所定の様式による交付申請書（氏名は必ず自分で書かなければなりません）に

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を添付しなければなりません。

また、手帳の記載のみでは障害の程度が明らかでない方は、知事の発行する証明書を添付することが必要です。

該当者であることを選挙管理委員会が確認したときは、郵便投票証明書を郵便で送付します。この証明書は4年間有効で、その間行われる選挙に使用できます。この証明書がないとこの制度による投票ができませんので早めに交付申請をしてください。

3 投票の手続

(1)投票用紙及び投票用封筒の請求

郵便による不在者投票をするときは、所定の様式による請求書（氏名は必ず自分で書かなければなりません）に郵便投票証明書を添えて、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒を請求し、交付を受けてください。

この請求は、投票日の4日前までに行わなければなりません。

これより遅く請求しますと投票用紙等が交付されませんので早めに請求してください。また選挙管理委員会からの交付は郵便で送付することになっております。

(2)投票の方法

投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたときは、選挙人の現在する場所で投票用紙に候補者1人の氏名を自分で記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に投票の年月

日、投票の場所を記載するとともに署名した上、さらにこれを適当な封筒に入れて、その表面に「投票在中」と記載し、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会に郵便で送付してください。郵便による送付以外は、選挙管理委員会で受理できないことになっておりますので、必ず郵便で送ってください。

選挙管理委員会がこの投票を受理したときは投票所を閉じる時刻（投票日の午後6時、投票所によっては異なる場合があります）までに、投票所の投票管理者に送付することになりますのでこれに間に合うよう早めに送ってください。

以上がこの制度の概要ですが、詳しいことは、鹿部村選挙管理委員会事務局（役場総務課内）におたずねください。

不在者投票を受けつけております

* 不在者投票とは

投票日当日（4月13日）にやむを得ない理由で投票できない病人や用事で旅行したり、出張する人で投票日当日投票できない人たちのための制度です。この制度を利用し絶対に棄権するこ

とのないようにして下さい。

* 不在者投票のできる期間

投票日前日の4月12日までの毎日午前8時30分から午後5時までです。

* 不在者投票の方法

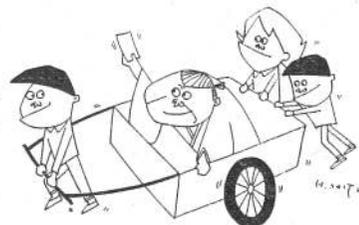
①印かんとう場券を持参して下さい。

* 鹿部以外の市町村からの請求の方法

①郵便により不在者投票用紙を請求して下さい。（請求先…鹿部村字宮浜 299番地鹿部村選挙管理委員会宛）

②請求を受けた選挙では直接本人宛郵便で投票用紙を送付いたします。

③請求者は受けとった郵便の封を切らず、そのまま最寄りの市町村の選挙管理委員会に持って行き、職員の指示に従って下さい。



民主政治へ……ボクらもお手伝い

投票管理者投票立会人 及び開票管理者決る!!

投票管理者	職務代理者	立会人	投票管理者	職務代理者	立会人
第1投票区	飯田 長一郎	盛田 栄一	山田 佐吉 榎谷 秀作 熊川 恭子	第6投票区	岩崎 光枝 山上 健太郎 大竹 良雄
第2投票区	桜田 政治	古城 保弘	岩井 喜代松 小山 トセ 大畑 良一	第7投票区	釜沢 末芳 中村 直太郎 宮森 義芳
第3投票区	庭田 浄蔵	佐々木 成克	吉沢 与三郎 鈴木 専一 相沢 キサ	第8投票区	平田 徳太郎 松川 フサエ 浦 京造
第4投票区	池田 義雄	長幡 隆志	山本 正志 中村 スミ子 高野 勝栄	第9投票区	高橋 長八 青山 義雄 石田 徳三郎
第5投票区	古城 猶吉	岡崎 英夫	川口 セツ 野口 岩蔵 佐藤 久三郎	開票管理者	古城 猶吉
				同職務代理者	池田 義雄



投票所内での注意

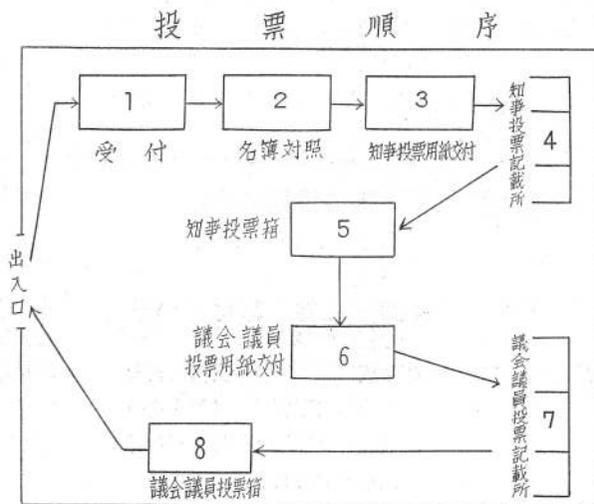
- 1.投票所内での立話しや長話し、特に候補者のうわさなどをしないように。
- 2.投票が終わった人は、速やかにお帰り下さい。
- 3.代理投票をする人を投票所の記載台まで連れてこなくてもよいです。投票所内では係員にまかせて下さい。
- 4.記載台で自分の記載する候補者の名前を口に出さないで下さい。
- 5.当日酒をのんで来て、投票に迷惑をかけることのないようにして下さい。このような場合は、場内監視員により退去させられることがあります。

みんなで選挙をきれいにしましょう

選挙をきれいにするには、お金や物、義理や人情に惑わされないことが大切です。ところが現実はどうでしょうか。残念ながら、まだまだとい

わざるをえません。そこで候補者はもちろん、私たち有権者もルールを守って、貴重な一票を汚さない、きれいな選挙を推進しましょう。

投票は2回行います



投票はあなたが
する政治です

投票は左図のように、先に知事の投票用紙（白色地に黒字印刷）を交付しますので、知事の投票を済めたあと、議会議員の投票用紙（青色地に黒字印刷）を受け議会議員の投票を行います。